平成２２年（フ）第１５４号
三重県桑名市大字東方237番地２、前住所愛知県小牧市大字間々原新田478番地１　ルレーヴアルカディア205号
債務者　岩間　良一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂548番地の30、住民票上の住所沖縄県島尻郡久米島町字真謝179番地の６
債務者　前里　健二
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金高　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０１０号
さいたま市緑区大字大崎1750番地１　グランパル美園
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
佐賀県多久市北多久町大字多久原7025番地56
債務者　坂根　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
佐賀県多久市北多久町大字多久原7025番地56
債務者　坂根いずみ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
沖縄県宜野湾市字神山15番地１　ＮＳステージ301号
債務者　仲本　勝美（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４３号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地５
債務者　小鶴　和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第３９２号
佐賀県佐賀市白山１丁目５番39号
債務者　深川　和良
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田264番地５
債務者　小林希巳子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１９号
北海道北見市本町５丁目７番17号　本町コーポ10号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
山形県酒田市駅東１丁目３番地の16　コーポ大栄１Ｃ号、前住所山形県酒田市新井田町４番６号
債務者　小山久美子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０７号
山形県酒田市御成町11番23号
債務者　池田　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３８７号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住11棟169号
債務者　臼田　義夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９１号
群馬県高崎市浜川町592番地５
債務者　神澤　　久
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９９１号
埼玉県上尾市泉台１丁目21番地５　ソレイユ北上尾Ⅱ201
債務者　髙橋　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
埼玉県川越市砂新田２丁目16番地８　コーポセキネ102号室
債務者　松澤　孝史
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部